

令和3年6月18日

加入者 各位

東京都電気工事健康保険組合

緊急事態宣言解除による当健康保険組合業務平常化について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当健康保険組合では、緊急事態宣言下においても加入者の皆さまの健康と生活を守るため、特別の業務体制で業務継続をしてまいりました。

新型コロナウイルス感染拡大を食い止めるため、国民に外出自粛等を強く要請していた緊急事態宣言について、感染者数や病床使用率の状況が改善したことから、東京都においては、令和3年6月20日付で解除されるとともに、まん延防止等重点措置が7月11日まで適用されています。また、政府は、今後大きなリバウンドを起こさないことを警戒すべきとしています。

当健康保険組合においても、緊急事態宣言が解除されたことにより、6月21日より平常どおりの業務体制で健康保険事務を遂行してまいります。

なお、引き続き当健康保険組合では館内消毒等の感染症予防対策を継続し、また健康保険関係のお手続きにつきましては、移動によるお客様の感染リスクを避けるため、ご郵送でのお手続きをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大阻止のため、事業主さま、被保険者及び被扶養者の皆さんに多大なるご理解を賜り、心から御礼を申し上げるとともに、加入者の皆さんにおかれましても、引き続き感染症予防のための取り組みにご協力を賜りたくお願い申し上げます。

お問い合わせ 東京都電気工事健康保険組合 総務課
電話番号 03-3861-1851